# 承認容器として使用する期間の更新に係る審査書

(RAJ-II型,株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン)

原規規発第 2012086 号 令和 2 年 12 月 8 日 原 子 力 規 制 庁

## 1.審査の結果

株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン(以下「申請者」という。) から提出された「承認容器使用期間更新申請書」(令和2年11月10日付けTT0-T20-031(令和2年11月30日付けTT0-T20-033をもって一部補正)。以下「申請書」という。)については、審査の結果、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(昭和53年総理府令第57号。以下「規則」という。)第23条第1項の規定に適合しているものと認められる。

# 2.申請の概要

(1)輸送容器の名称 RAJ-II型

(2) 承認容器の数

917(外容器) 917(内容器)

RAJ-II型は、外容器と内容器を任意に組み合わせて使用できる。

(3)更新の理由

容器承認書(平成29年7月27日付け原規規発第1707275号)で承認されている 承認容器として使用する期間が令和3年12月14日までとなっているが、収納する 核燃料物質等の輸送で今後も引続き使用することを予定しているため。

(4)核燃料輸送物の種類

A型輸送物及び核分裂性物質に係る核燃料輸送物

#### 3.審査の方針

承認容器として使用する期間の更新に当たっては、規則第23条第1項の規定に基づき、当該輸送容器が承認を受けた設計及び製作の方法に適合するよう維持されていることを確認する。

### 4.審査の内容

申請者は、当該輸送容器が輸送容器の設計及び製作の方法に適合するよう維持する

ために、核燃料輸送物設計変更承認申請書(平成 28 年 7 月 15 日付け TTO-T16-010)で定めたとおり、年 1 回以上、又は年間の使用回数が 10 回を超えるものについては、使用回数 10 回毎に 1 回以上の定期自主検査を実施し、その性能が健全に維持されていることを確認したとしている。

原子力規制庁は、申請者が、当該輸送容器の性能を維持するために、年1回以上の 定期自主検査を実施し、検査の結果は合格基準を満たしており、その性能が維持され ていることを確認したことをもって、当該輸送容器が承認を受けた設計及び製作の方 法に適合するよう維持されていることを確認した。